

春日部市行政改革審議会条例の一部を改正する条例

春日部市行政改革審議会条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(専門部会)</p> <p>第7条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第8条 <u>審議会又は専門部会</u>は、審議のため必要があると認めるときは、<u>審議会及び専門部会の委員</u>以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(意見聴取等)</p> <p>第7条 <u>審議会</u>は、審議のため必要があると認めるときは、<u>委員</u>以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。